

# 石巻サッカー協会会則

## 第1章 総 則

### (名称及び事務所)

第1条 この会は、石巻サッカー協会（以下「本会」という。）と称し、事務所は理事長宅内に置く。

### (目的)

第2条 本会は、石巻市、東松島市、女川町（以下「石巻地区」という。）におけるサッカーの普及・発展・競技力の向上に関する事業を行うとともに、財団法人日本サッカー協会及び社団法人宮城県サッカー協会の事業に協力することをもって、石巻地区民の豊かなスポーツ文化の振興及び心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

### (事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) サッカーの試合、競技会等の主催、主管、後援又は許可に関する事業
- (2) 国体及びその他の大会に参加すること。
- (3) その他目的を達成するために必要な事業

## 第2章 組 織

第4条 本会は、石巻地区のサッカー愛好者によって組織し、第2条の目的に賛同する石巻地区的諸団体も含むことができる。

## 第3章 役員、名誉会長、顧問及び参与

### (役 員)

第5条 会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理事長 1名
- (4) 副理事長 若干名
- (5) 理事 若干名
- (6) 監事 若干名

2 会長及び副会長は、理事の中から理事会で推薦し、総会の承認を得る。

3 理事長及び副理事長は、理事会の互選により選任する。

4 理事及び監事は、総会において選任する。

### (役員の職務)

第6条 会長は、本会を代表し、業務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

3 理事長は、会務を執行し、理事会の運営の責に当たり、会長及び副会長に事故あるときは、その職務を代理する。

4 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるときは、その職務を代理する。

5 理事は、理事会を組織し、本会の主要な事項を審議及び会務を執行する。

6 監事は、本会の会計を監査する。

(役員の任期)

第7条 役員の任期は2年とする。ただし、その終期は、任期満了の年の総会終結の日とし、再任を妨げない。

- 2 役員に欠員及び増員の必要が生じた場合において、補充及び増員する必要があるときは、次に開かれる総会で選任するものとする。補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は他の現任者の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(名誉会長、顧問及び参与)

第8条 本会に名誉会長、顧問及び参与を置くことができる。

- 2 名誉会長、顧問及び参与は理事会の推薦に基づき、会長が委嘱する。
- 3 名誉会長、顧問及び参与は、本会の事業推進のため、会長の諮問に応じ必要な助言を行うとともに、会長の要請により、会議に出席することができる。

第4章 機関及び会議

(会議)

第9条 本会の会議は、総会、理事会及び専門委員会とし、総会は、毎年3月と5月に開催し、会長が召集する。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事会が特に必要と認めたときは、臨時に総会を開催することができる。
- 3 総会に議長を置き、出席者のうちからその都度選出する。

(総会の議決事項)

第10条 総会は次の事項を議決する。

- (1) 会則の変更
- (2) 事業計画及び予算
- (3) 決算報告の認定
- (4) 役員の改選
- (5) その他本会の運営に関する重要な事項

(理事会)

第11条 理事会は、会長、副会長、理事長、副理事長及び理事をもって組織する。

- 2 理事会は、必要があるとき会長が招集する。
- 3 理事長は、理事会の議長となる。
- 4 理事会は、次の事項を審議する。
  - (1) 総会に付議すべき事項
  - (2) 総会の議決により委託された事項
  - (5) その他会の運営に関する重要な事項

(会議の議決)

第12条 会議の議決は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

(専門委員会)

第13条 本会に、専門の事業を推進するため、専門委員会を設置することができる。

2 専門委員会の組織及び運営に関する事項は、理事会において承認する。

(議事録)

第14条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席者数
- (3) 議決事項
- (4) 議事の進行経過及び概要と結果
- (5) 総会においては、議事録署名人の署名

第5章 会 計

(経 費)

第15条 本会の経費は、加盟登録料、交付金、補助金、事業収入、寄付金及びその他の収入金をもって充てる。

(特別会計)

第16条 本会に必要のあるときは、理事会の議決を得て、特別会計を設けることができる。

(会計年度)

第17条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6章 雜 則

(委 任)

第18条 この会則の施行に関し必要な事項は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

附 則

1 この会則は、昭和45年3月10日から施行する。

附 則

1 この会則は、平成元年3月15日から施行する。

附 則

1 この会則は、平成11年3月6日から施行し、平成11年2月1日から適用する。

附 則

1 この会則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

1 この会則は、平成19年4月1日から施行する。